

埼玉県建設工事指名業者選定要領

(平成5年11月8日施行)

[沿革] 平成7年6月1日、8年4月1日、10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき制定した埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年7月29日告示第1108号。以下「規程」という。)第14条の規定に基づき指名業者を選定するに当たり、必要な指名の基準等を定めるものとする。

(指名業者の選定)

第2条 各部局又は発注課所に設置されている建設工事請負等指名業者選定委員会は、原則として、この要領に定めるところにより指名業者の選定を行うものとする。

(指名業者の要件)

第3条 指名業者として選定することができる者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 規程第3条により入札に参加することができる者
- (2) 削除
- (3) 規程第14条に基づき選定することができる者

(指名業者として選定することができない者)

第4条 前条の要件を満たす者であっても、次の各号の一に該当する者は、指名業者として選定することができないものとする。

- (1) 埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(昭和60年4月1日施行)に基づく指名停止期間中である者
- (2) 埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名除外期間中である者
- (3) 過去2年間連続して、工事成績点数が極めて低い者
- (4) 過去2年間の年間平均完成工事高が当該工事の入札対象額と比較して不十分である者
- (5) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (6) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる者
- (7) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (8) 労働関係等の問題について、労働基準局等からの通報が県に対してあり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第5条 指名業者を選定する場合は、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し、原則として、この評価が上位の者から選定するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 技術・設備状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事からみた施工能力
- (6) 当該工事の施工に対する技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他

2 前項の選定を行うにあたっては、特定の者に偏しないようにするものとする。

(運用)

第6条 前条の規定は、別記「指名業者選定運用基準」に定めるところにより運用するものとする。

(選定の方法の例外)

第7条 当該工事の技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件又は緊急性等からみて、必要があると認められる場合は、第5条の規定にかかわらず、他に適当な者を選定することができる。

(準用)

第8条 この要領は、意向反映型指名競争入札における意向確認対象者の選定に準用する。

附 則

この要領は、平成5年11月8日から施行し、平成5年12月1日の指名選定から適用する。

指名業者選定運用基準

指名基準項目	運用基準
経営状況	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況の健全性
技術・設備状況	<ul style="list-style-type: none"> 技術者の資格・数 ほ装プラント施設、建設副産物処理施設、再生施設等当該工事の工種に係る建設関連施設の保有
工事成績の状況	<ul style="list-style-type: none"> 過去一定期間における工事成績 過去一定期間における工事成績の優秀性 優秀工事の表彰等の実績
当該工事に対する地理的条件	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の本店又は営業所等の所在地と工事場所との距離
手持ち工事からみた施工能力	<ul style="list-style-type: none"> 技術者数及び当該工事と同種工事の手持ち量からみた、当該工事の施工能力
当該工事の施工に対する技術的適性	<ul style="list-style-type: none"> 過去一定期間における当該工事と同種の工事についての施工実績の状況
安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策等の現場管理の成績 安全管理の状況が特に優良であることによる表彰等の実績 建設業労働災害防止協会加入実績 県発注工事についての過去一定期間における死亡事故等の発生状況
労働福祉の状況	<ul style="list-style-type: none"> 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等との退職金共済契約の締結の状況 建設労働者の雇用・労働条件が特に優良であることによる表彰等の実績
その他	<ul style="list-style-type: none"> 過去一定期間における指名停止若しくは建設業法等の違反処分状況 過去一定期間の指名回数・契約実績との比較 工事請負契約書及び入札参加時における注意事項等の違反状況 格付けと当該工事の規模との関連性及び同一格付内における施工能力・経営内容と工事規模との均衡